

吾妻東部衛生施設組合

地球温暖化対策実行計画



令和2年7月

◆目次

1. 背景	1
2. 自治体の責務	1
3. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	
4. 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
(2) 要因別の排出状況	
5. 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
6. 目標達成に向けた取り組み	6
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	
(2) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1988年地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が策定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

2. 自治体の責務

地球温暖化対策推進法第21条第1項では、都道府県及び市町村の事務・事業に関し、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられています。一部事務組合についても、地方自治法第292条普通地方公共団体に関する規定により、事務事業編を策定することが義務付けられています。

3. 基本的事項

(1) 目的

吾妻東部衛生施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、吾妻東部衛生施設組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

組合事務事業編の対象範囲は、吾妻東部衛生施設組合の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は、表1のとおりです。

表1 吾妻東部衛生施設組合事務事業編対象範囲

施設名
吾妻東部衛生センター 管理棟
吾妻東部衛生センター し尿処理施設
吾妻東部衛生センター 可燃ごみ処理施設
吾妻東部衛生センター 粗大ごみ処理施設
吾妻東部衛生センター 一般廃棄物最終処分場

(3) 対象とする温室効果ガス

組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質（二酸化炭素【 CO_2 】、メタン【 CH_4 】、一酸化二窒素【 N_2O 】、ハイドロフルオロカーボン【 HFC 】、パーフルオロカーボン【 PFC 】、六ふっ化硫黄【 SF_6 】、三ふっ化窒素【 NF_3 】）のうち、排出量を多く占めている二酸化炭素（ CO_2 ）とします。

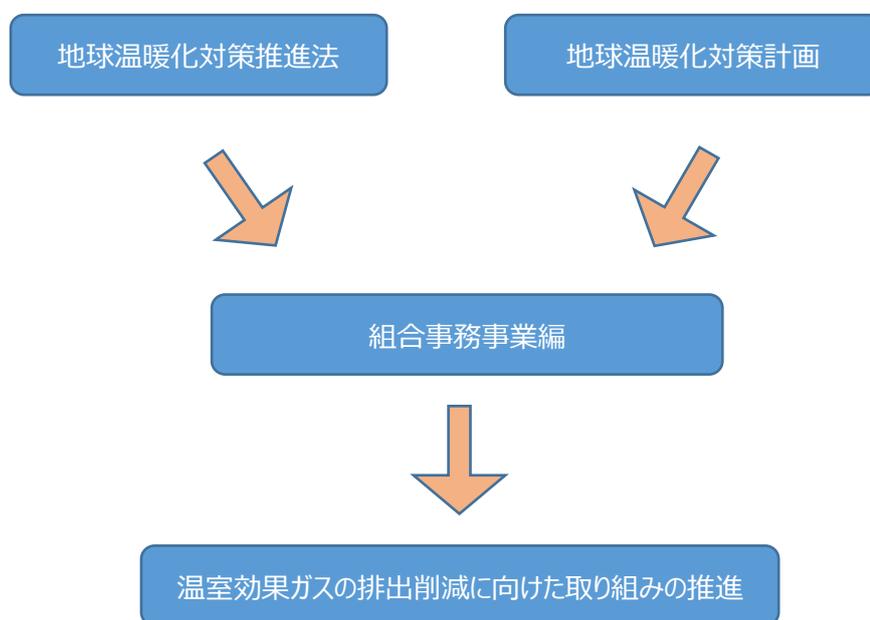
(4) 計画期間

本計画は、平成25年度（2013年度）を基準年度とし、令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）までの11年間を計画期間とするものです。

なお、組合事務事業編の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

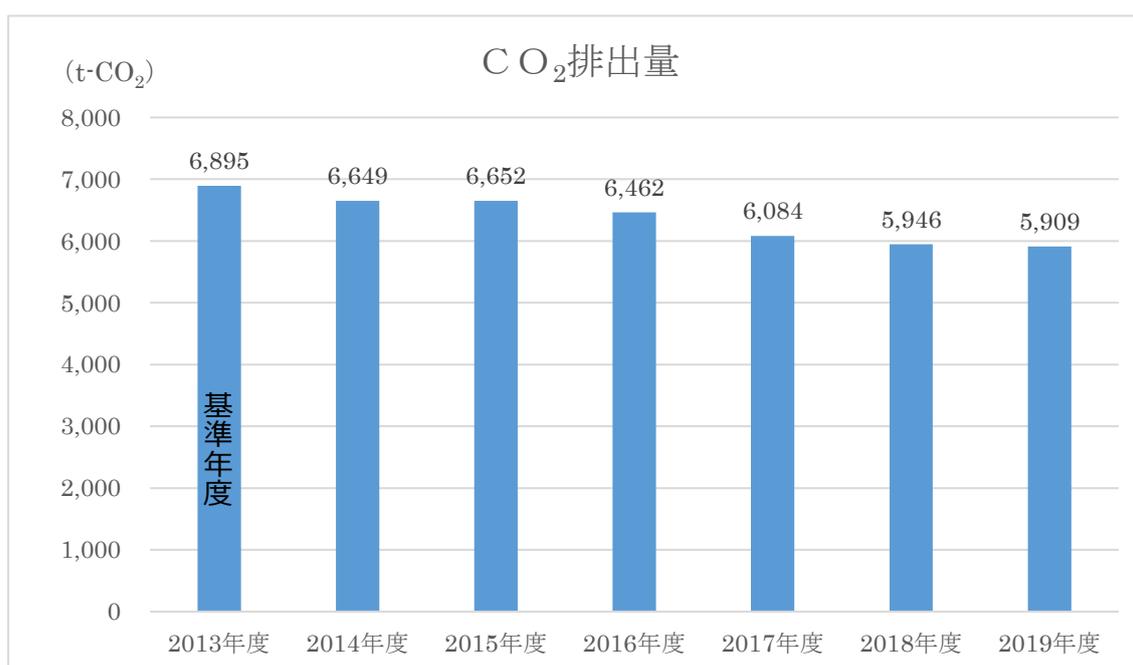
組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。



4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

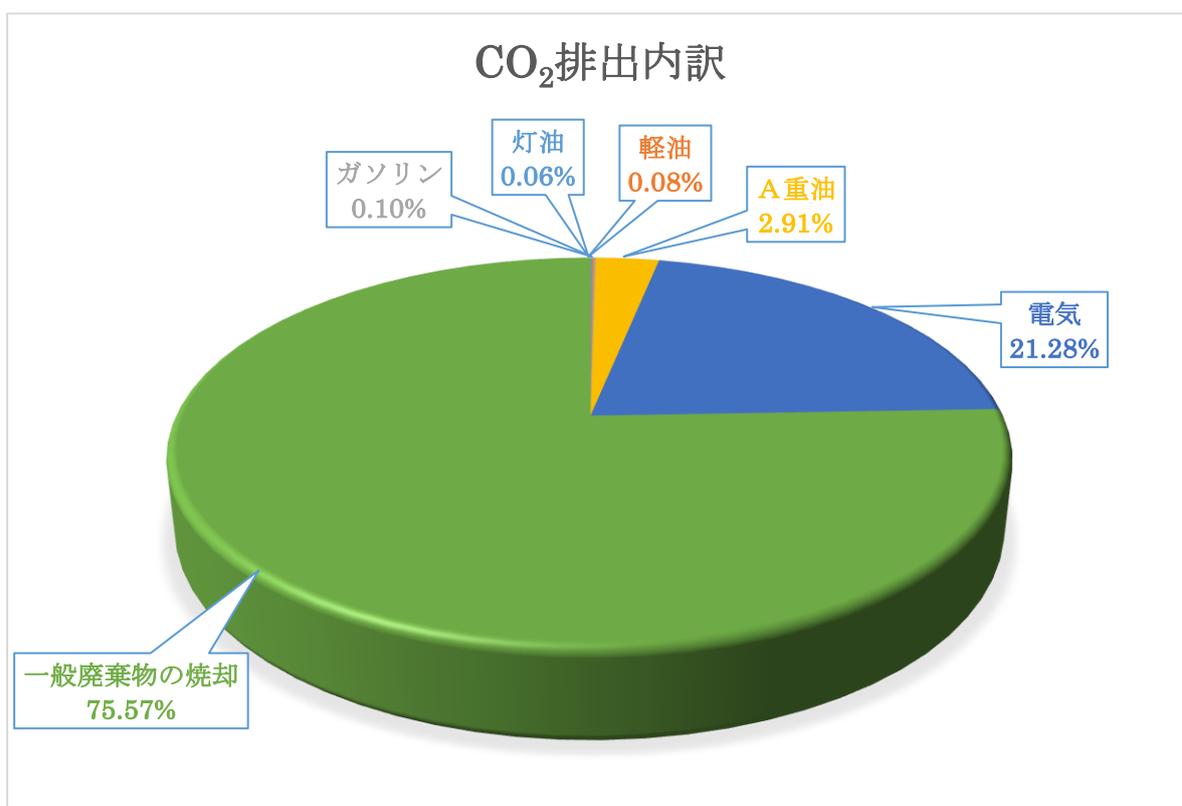
当組合事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、6,895t-CO₂となっています。



(2) 要因別の排出状況

基準年度である2013年度の二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、一般廃棄物の焼却に伴って排出される二酸化炭素が全体の約76%を占め、電気使用によるものが約21%で、この2項目で全体の97%を占めています。

区 分	排出量 (t-CO ₂)
ガソリン	7
軽油	6
灯油	4
A重油	201
電気	1,467
一般廃棄物の焼却	5,210
二酸化炭素排出量 (CO ₂) 計	6,895



5. 温室効果ガスの排出削減目標

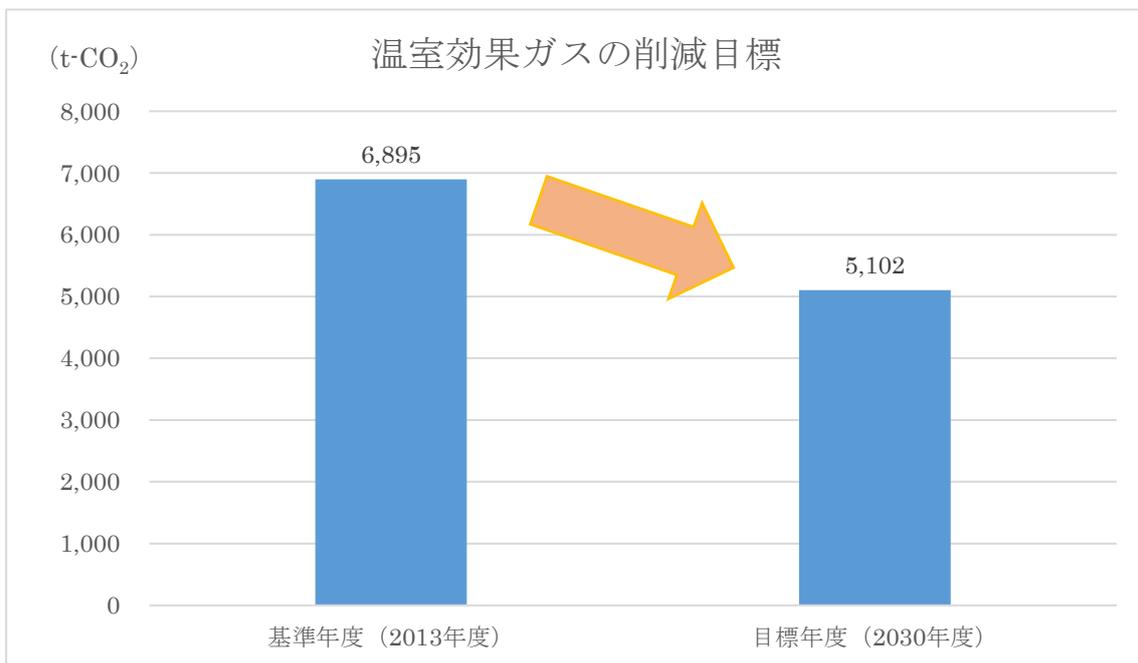
(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、当組合事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標値を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で26%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	6,895t-CO ₂	5,102t-CO ₂
削減率	-	26%



6. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、一般廃棄物の焼却量、電気使用量、ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み内容

① 3 R 推進によるごみ焼却量の減少

3 R（ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることで、焼却量の減少を目指します。

② 廃プラスチック類の分別・リサイクル

容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集を継続することで、大幅なCO₂排出量の削減が維持されます。

③ ごみ処理有料化制度

排出量に応じたごみ処理手数料の負担、発生抑制の効果を考慮して、指定袋を利用したごみ処理手数料の徴収を維持します。

④ 中之条電力からの低CO₂電力の供給

中之条町では、平成 25 年 9 月に自治体が主導した電力会社として、「中之条電力」を設立しています。中之条電力は町内 3 箇所の太陽光発電施設からの電力を主電源としており、一般電気事業者と比較して約 6 割程度のCO₂排出係数になっています。当組合においては、平成 29 年 3 月より買電先を中之条電力に変更しており、将来的にも大きな削減効果が期待できます。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

⑤-1. 電気の使用

始業前、昼休みの一斉消灯を行う。（窓口業務を除く。）

OA 機器の電源はこまめに切る。

空調機器の適切な温度設定（室内温度冷房 28℃、暖房 20℃）を保つ。

ブラインドや緑のカーテンの利用により冷房効率を高める。

電気ポットは、退庁時コンセントからプラグを抜く。

⑤-2. 燃料の使用

暖房は、室内温度 20℃の適正温度を保つ。

給湯温度設定を調節する。

⑤-3. 自動車の使用

発進時のエコドライブを徹底する。

徒歩や自転車の使用により、庁用車の使用を最小限とする。

⑤-4.紙類・事務用品の使用

両面、複数印刷等コピー機の機能を活用し、コピー枚数を削減する。

ミスコピー紙や裏面の有効利用を行う。

使い捨て商品の使用を控える。

⑤-5.その他の購入

事務用品は、リサイクル製品の購入等を推進する。

トイレットペーパーは、古紙配合率の高いものを購入する。

詰め替え可能な商品を購入する。

長期間使用できる製品を購入する。

環境ラベルの付いた製品を購入する。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

組合事務事業編を推進するため、管理課に事務局をおき、し尿処理施設、可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場に「地球温暖化対策推進責任者」を各1名配置し、基本的に各施設の係長を責任者とします。各施設において、取り組みを着実に推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

(2) 進捗状況の公表

組合事務事業編の進捗状況は、組合ホームページで毎年公表します。